

この度は弊社刊「法人税法テキスト」をお買い求めいただき、ありがとうございます。

同書は教育機関における学習の便宜のため、平成 23 年度税制改正法案の段階で執筆し、5 月 15 日に発行いたしました。その後法案は成立・施行されておりません。つまり、書籍と現行税法には一部相違がございます。

つきましては、「法人税法テキスト」にて学習を進められている方は、下記の通りご修正をお願いいたします。

1. 法人税率

(1) 期末資本金等の額が 1 億円以下である普通法人

区 分	税 率
課税所得金額のうち年 800 万円以下の金額	18%
課税所得金額のうち年 800 万円超の金額	30%

(2) 期末資本金等の額が 1 億円超である普通法人

区 分	税 率
課税所得金額	30%

2. 定率法の償却率

平成 19 年 4 月 1 日以降取得する減価償却資産の定率法の償却率については、定額法の償却率（1÷耐用年数）を 2.5 倍した率を用いて計算するものとする。

3. 寄附金の損金算入限度額

(1) 一般寄附金の損金算入限度額

$$\textcircled{1} \text{ 資本基準 } \text{ 資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000}$$

$$\textcircled{2} \text{ 所得基準 } \text{ 寄附金支出前所得金額} \times \frac{2.5}{100}$$

$$\textcircled{3} \text{ 損金算入限度額 } (\textcircled{1} + \textcircled{2}) \times \frac{1}{2}$$

(2) 特定公益増進法人及び認定 N P O 法人に対する寄附金の損金算入限度額

$$\textcircled{1} \text{ 資本基準 } \text{ 資本金等の額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000}$$

$$\textcircled{2} \text{ 所得基準 } \text{ 寄附金支出前所得金額} \times \frac{5}{100}$$

$$\textcircled{3} \text{ 損金算入限度額 } (\textcircled{1} + \textcircled{2}) \times \frac{1}{2} \quad (\text{特定公益増進法人に支出した金額を上限})$$

(3) 寄附金の損金不算入額

寄附金の額－（特定寄附金等＋(1)③＋(2)③)

4. 欠損金の繰越控除

- ① 青色欠損金及び災害損失金の繰越期間は7年とする。
- ② 繰越控除前の所得金額が繰越控除の限度額となる。

赤文字の通り修正してください。

P.63 設例

【解答】(4) 損金算入限度額

$$(200,000 \text{ 円} + 171,000 \text{ 円}) \times \frac{1}{2} = 185,500 \text{ 円}$$

(5) 損金不算入額

$$300,000 \text{ 円} - 185,500 \text{ 円} = 114,500 \text{ 円}$$

P.64 設例

【解答】(4) 損金算入限度額

$$(200,000 \text{ 円} + 188,500 \text{ 円}) \times \frac{1}{2} = 194,250 \text{ 円}$$

(7) 損金不算入額

$$1,000,000 \text{ 円} - 450,000 \text{ 円} - 250,000 \text{ 円} - 194,250 \text{ 円} = 105,750 \text{ 円}$$

P.91 設例

【解答】2. 当期法人税額

$$70,540,000 \text{ 円} \times 30\% = 21,162,000 \text{ 円}$$

3. 納付すべき法人税額

$$21,162,000 \text{ 円} - 12,900,000 \text{ 円} = 8,262,000 \text{ 円}$$

P.92 設例

【解答】II 納付すべき法人税額の計算

(1) 年 800 万円以下の所得に対する税額

$$8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12} \times 18\% = 1,440,000 \text{ 円}$$

(2) 年 800 万円を超える所得に対する税額

$$(16,852,000 \text{ 円} - 8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12}) \times 30\% = 2,655,600 \text{ 円}$$

(3) 納付すべき法人税額

$$(1,440,000 \text{ 円} + 2,655,600 \text{ 円}) - 191,250 \text{ 円} - 2,560,000 \text{ 円} = 1,344,350 \text{ 円}$$

100 円未満の端数切捨て ※1,344,300 円

P.95 練習問題

1.

(1) ～、各事業年度の所得の金額に (100 分の 18、100 分の 30、100 分の 34.5) の税率を～

(2) ～以下の金額については、(100 分の 18、100 分の 30、100 分の 34.5) の税率となる。

赤文字の通り修正してください。

P.1 第2章 所得金額の計算

4. (P.19) 資本金等、利益

P.4

7. 寄附金

(4) 損金算入限度額

$$(175,000 \text{ 円} + 151,000 \text{ 円}) \times \frac{1}{2} = 163,000 \text{ 円}$$

(5) 損金不算入額

$$500,000 \text{ 円} - 163,000 \text{ 円} = 337,000 \text{ 円}$$

P.7

1. (P.95) (1) 100 分の 30 (2) 1 億円、年 8 百万円、100 分の 18

2. (P.95)

2. 当期法人税額

$$106,860,000 \text{ 円} \times 30\% = 32,058,000 \text{ 円}$$

3. 納付すべき法人税額

$$32,058,000 \text{ 円} - 1,564,000 \text{ 円} - 19,450,000 \text{ 円} = 11,044,000 \text{ 円}$$

P.8

II 納付すべき法人税額の計算

(1) 年 800 万円以下の所得に対する税額

$$8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12} \times 18\% = 1,440,000 \text{ 円}$$

(2) 年 800 万円を超える所得金額に対する税額

$$\textcircled{1} (37,557,100 \text{ 円} - 8,000,000 \text{ 円} \times \frac{12}{12}) = 29,557,100 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} 29,557,000 \text{ 円} \times 30\% = 8,867,100 \text{ 円}$$

(3) 納付すべき法人税額の計算

$$(1,440,000 \text{ 円} + 8,867,100 \text{ 円}) - 672,150 \text{ 円} = 9,634,950 \text{ 円} \quad \times 9,634,900 \text{ 円}$$

$$9,634,900 \text{ 円} - 6,240,000 \text{ 円} = 3,394,900 \text{ 円}$$